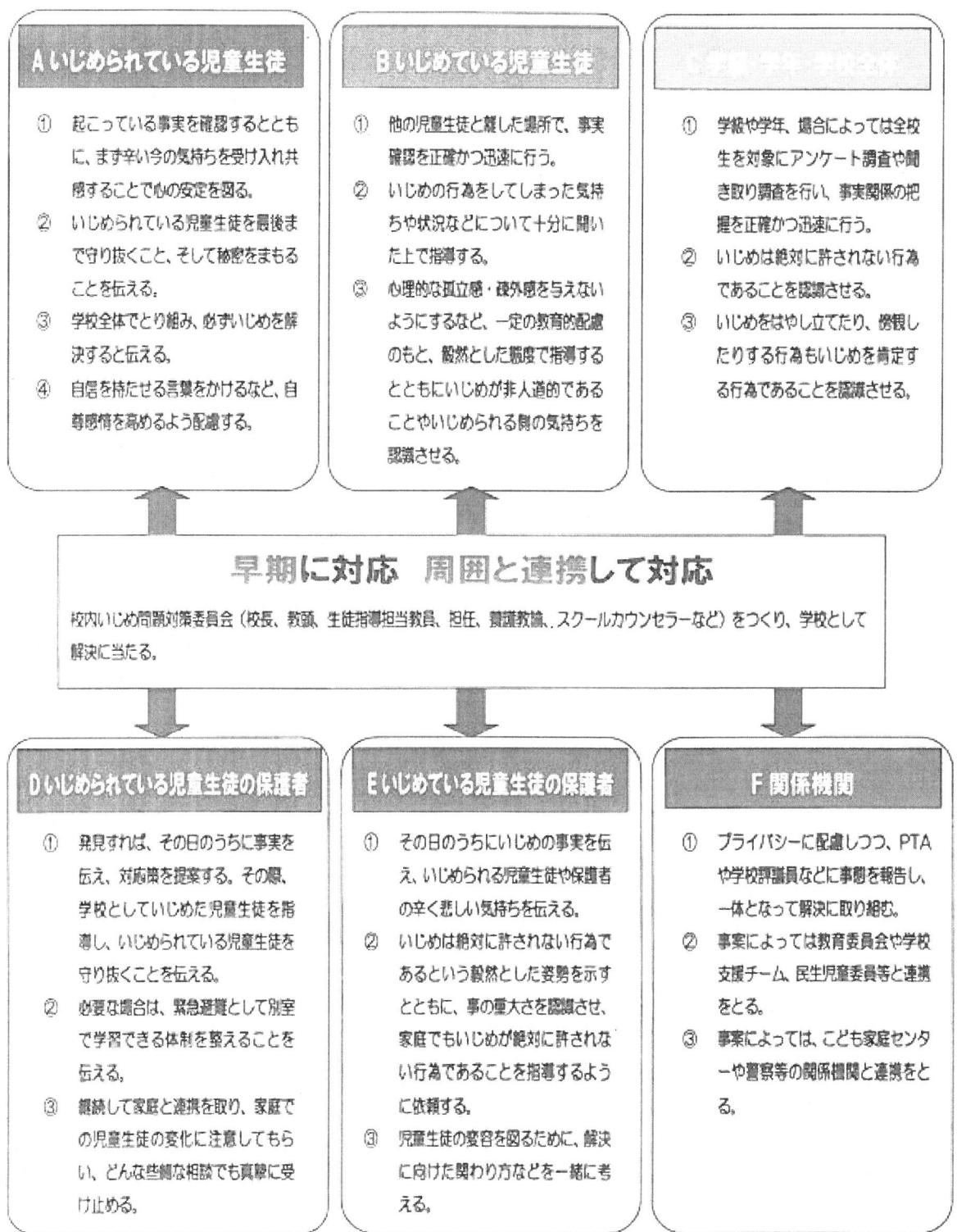


一次・二次対応のポイント



像の削除などの迅速な対応を図るとともに、場合によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

(4) 重大事態への対処

① 重大事態の意味

○いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合 等

○いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 第28条)

② 重大事態等が起きた場合の学校の対応

○ 重大事態が発生した場合、学校は、まず、いじめを受けた子どもの被害を最小限に抑えるとともに、同種の事態の発生防止を図る観点から、子どもの安全確保を第一に対応する。

同時に、子どもの学習権を確保し、県教育委員会と連携して、スクールカウンセラー等による子どもの心のケアに努める。

その上で、対策委員会等の調査組織に対し積極的に資料を提供するなど、重大事態の調査が円滑に進むように取り組む。

また、周囲の子どもやその保護者に対してもできる限りの説明を行うとともに、外部への情報発信・報道対応については、プライバシー保護など関係者の個人情報の取扱いに十分配慮しながら、関係保護者の気持ちについても十分把握して、速やかに再発防止策を講じることとする。

(次頁の「緊急時・重大事態発生時の対応フロー」参照)

② インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

○パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者や家庭に協力を依頼する。

○インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して児童や保護者に啓発する。

○情報モラル教育を積極的に進めるために、宍粟市青少年育成センターをはじめとする関係機関との連携を進める。

○インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画